

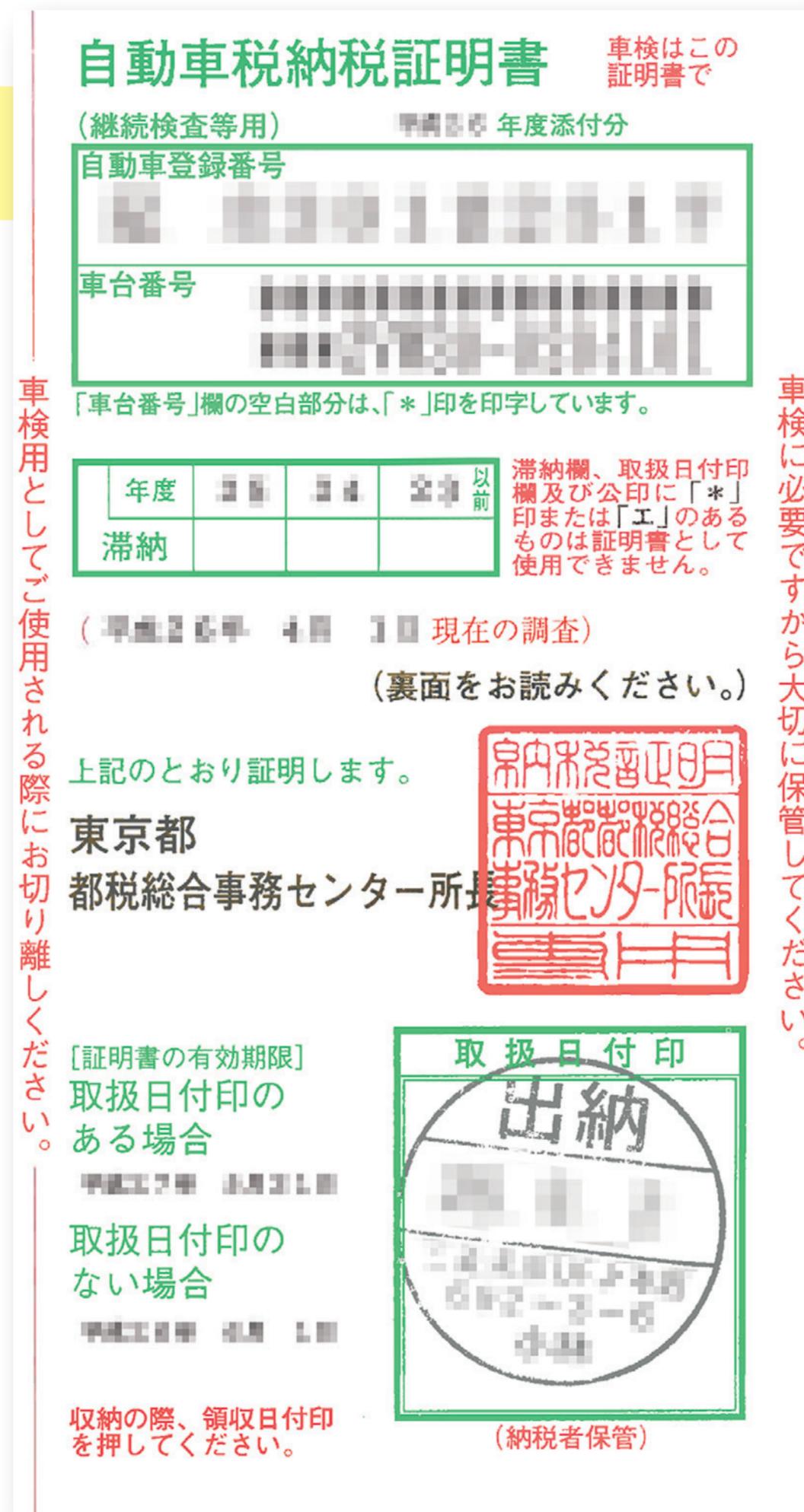


自動車ユーザーのみなさまへ

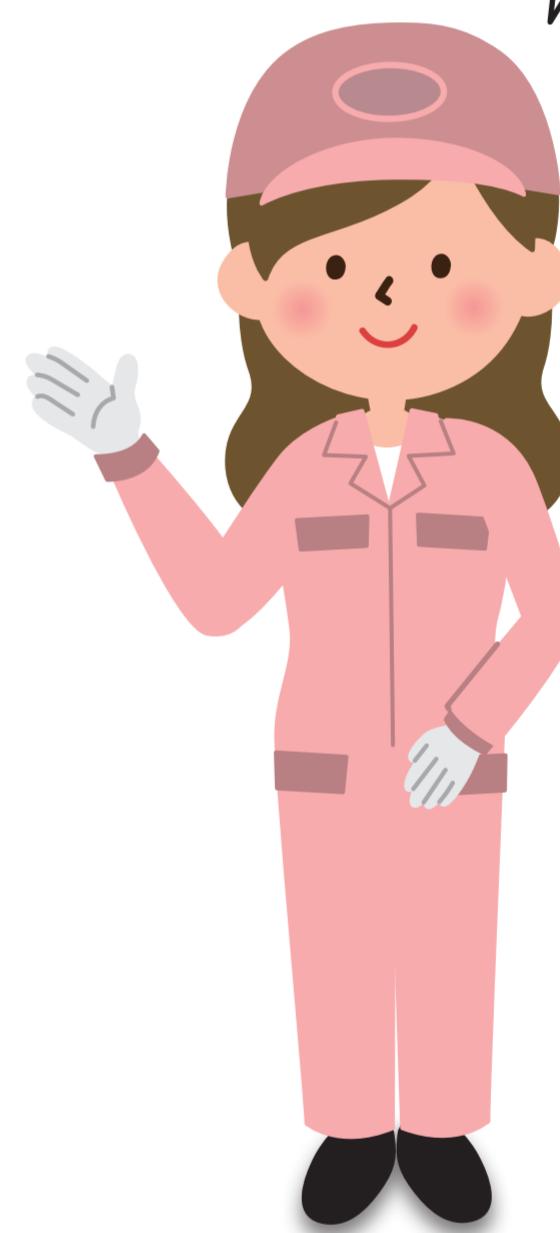
# 車検の依頼の際には、 直近の「自動車税納税証明書」を 必ずご持参下さい!!

## 自動車税納税証明書

必ずご持参下さいね



忘れずにお願いします



## 【お願い】

平成27年4月から登録自動車については、国の継続検査窓口での自動車税納税証明書の提示を省略(一部の府県を除く)できるようになりましたが、自動車整備事業者へ車検の依頼をする際には、円滑に事務処理を進めるため、従来どおり「自動車税納税証明書」を必ずご持参いただきますようお願いします。



\*自動車税に滞納があると、これまでどおり自動車検査証の更新ができません。

\*軽自動車、小型二輪自動車については、これまでどおり継続検査窓口に納税証明書の提示が必要です。



一般社団法人日本自動車整備振興会連合会